

日本版 EITC の暫定試算

EITC in Japan: A Preliminary Approach

2009 年 3 月

高山 憲之 TAKAYAMA, Noriyuki

一橋大学経済研究所 教授

Professor, Institute of Economics, Hitotsubashi University

白石 浩介 SHIRAIISHI, Kousuke

三菱総合研究所 主席研究員 兼 一橋大学経済研究所 特任准教授

Chief Economist, Mitsubishi Research Institute and

Visiting Professor, Institute of Economics, Hitotsubashi University

川島 秀樹 KAWASHIMA, Hideki

保健医療経営大学 教授

Professor, College of Healthcare Management

要 旨[†]

わが国の個人所得税に、給付つき税額控除を導入するという議論が高まりつつある。給付つき税額控除とは、収入や扶養家族の人数に応じて税額控除を適用し、さらに課税最低限以下の者には給付金を支給するという、従来のわが国にはなかった新しいタイプの税制である。中低所得者における租税・社会保険料負担の軽減、子育て支援を狙いとする。

本研究では、給付つき税額控除の実証研究を行うマイクロシミュレーション (JPITC モデル) を構築し、政策シナリオとしてアメリカの 2007 年における EITC (勤労税額控除) を日本に適用した場合の税負担の変化を推計した。シミュレーション結果によると、アメリカ型の EITC の導入によりわが国の世帯の 1/4 程度が適用対象となり、所要の財源規模は約 1 兆円と予想される。EITC 適用額のほとんどは税額控除ではなく EITC 給付となる。EITC の適用を受ける個人像は、年齢層が 30 歳代ないし 40 歳代、年収は 200 万円前後、子供を有する者であり、彼らの所得税および社会保険料 (医療、年金、介護) の負担はほぼ解消される。

[†] 本文中にある見解は筆者らが属する組織の見解を示すものではありません。

目 次

1. はじめに
2. JPITC モデルの概要
 2. 1 データセット
 2. 2 JPITC モデルの推計手法
3. シミュレーション結果
 3. 1 EITC が適用される世帯と個人
 3. 2 EITC の財政規模
 3. 3 年齢階級別の EITC
 3. 4 所得階級別の EITC
 3. 5 子供の人数別の EITC
 3. 6 世帯類型別の EITC
4. まとめ

1. はじめに

個人所得税における給付つき税額控除への関心が高まりつつある。2008年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」は、2008年前半に話題を集めた社会保障改革のための財源確保と、その後の経済環境の激変による景気回復のための方策を示しているが、このなかで税制改革の基本的方向として、「個人所得課税については、(中略)給付つき税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取り組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。」と、給付つき税額控除に言及をしている。また、政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(2007年11月)においても、「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。」とあり、個人所得税の改革方向として給付つき税額控除の導入が考えられていることが見て取れる。

現在のわが国の所得税は、基礎控除、扶養控除などの所得控除の仕組みにより担税力を調整しており、算定された税額から一定額を控除する税額控除の仕組みは、例外的なものとして位置づけられている¹。まして、所得税額がゼロである者に対して給付方式により還付金を支給するという、フリードマン流の「負の所得税」に関しては、実際の政策現場においては、ほとんど検討されることがなかった。しかし、近年のわが国における所得格差の進展による低所得者の相対的な増加は、所得再分配に対する関心を高めており、従来とは異なる所得税の改革方法を要請するに至っている²。給付つき税額控除は、低所得者層における税及び社会保障負担の軽減に資するものであり、その効果は現行の所得税制において課税最低限を下回り納税がない者にも及ぶ。ここに給付つき税額控除が脚光を浴びる理由がある。

アメリカの個人所得税に適用される勤労税額控除 (EITC, Earned Income Tax Credit) は、わが国における今後の所得税改革の選択肢のひとつと目されており、本研究においては、日本版 EITC 研究の出発点として、このアメリカにおける EITC をわが国に適用した場合の試算を行う。具体的には、アメリカの EITC をわが国に導入した際にわが国における所得税負担の程度がどのように変化するかについて検討する。また、本研究では個人所得税に関する推計技法として、近年、注目を集めているマイクロシミュレーションを用いた³。マイクロシミュレーションを用いた所得税に関する研究としては、比較的最近のものに限定しても、田近・八塩 (2006a)、田近・八塩 (2006b)、阿部 (2008) などがあり、本研究はこれらの系譜に連なるものであるが、先行研究において主として検討されている定

¹ わが国の所得税において、よく知られた税額控除としては、住宅ローン残高の一定割合を税額控除する住宅ローン減税を挙げることができる。

² 例えば、従来からの扶養控除の拡大は、低所得者における税負担の軽減につながるものの、高所得者に対してより大きな減税効果をもたらす。また、扶養控除を拡大しても、課税最低限以下の者には減税のメリットが及ばないという特徴がある。

³ 諸外国における最近時のマイクロシミュレーション研究の動向については、Harding and Gupta ed.(2007), Gupta and Harding ed.(2007)に詳しい。

額方式の税額控除ではなく、アメリカの EITC にならい所得比例するタイプの税額控除を推計している。生活保護、児童手当など、わが国における既存の給付システムは、いずれも必要とされる生計費の算定に基づいた定額方式となっており、この点からもアメリカの EITC が従来の日本の制度からみて性格を異にする制度であることが見て取れる。

以下、本稿では次のように議論を進めていく。第 2 節では、本研究の定量分析に使用した JPITC(Japan Income Tax Credit)モデルの概要を説明する。第 3 節では、アメリカの EITC をわが国に導入した場合の所得税負担の変化に関するシミュレーション結果を示す。第 4 節は本研究のまとめである。

2. JPITC モデルの概要

JPITC モデルは、本研究の一環としてわが国における所得税の分析用に開発した静的マイクロシミュレーション・モデル(Static Tax Transfer Model)である。JPITC モデルでは、日本人口 1/5,000 のサンプルデータを用いて、これに 2007 年度の所得税制を適用することによりベースライン推計を施し、さらに EITC の導入を加味することにより、政策効果を検証するものである。

2. 1 データセット

本研究において使用したデータは、厚生労働省『平成 16 年国民生活基礎調査』である。平成 16 年には大調査が実施されており、これより世帯数 25,091 世帯、個人数 72,487 人に関する標本を得ることができる。本研究では、各世帯における世帯類型、世帯人員数、世帯員の性別・年齢・世帯主との関係・就業状態などを記した世帯票と、世帯員ごとのタイプ別の収入額を記した所得票のデータを用いた。収入に関する情報は、調査年の前年にあたる平成 15 年の収入額であり、事業所得、農耕・畜産所得、家庭内労働所得、財産所得、雇用者所得など 13 種類である。

JPITC モデルが新たに構築したデータセットは、世帯テーブルと個人テーブルという 2 つのデータファイルから構成され、世帯テーブルには世帯票から得たそれぞれの世帯サンプルに関するデータを格納し、個人テーブルには、世帯票および所得票に記される世帯員の個人ごとのデータを格納している。あわせてサンプルごとに、世帯 ID、個人 ID という識別コードを与えることにより推計に用いた。わが国における所得税の計算は個人ベースであるが、世帯内に存在する扶養家族に応じて課税が調整される。つまり所得税の計算に際しては、個人が属する世帯の ID 番号を手掛かりとして、世帯内における他の個人の属性(年齢、配偶状態ほか)を参照する必要が生じる。JPITC モデルが、個人テーブルと世帯テーブルの 2 つのテーブルを用意し、かつ世帯 ID および個人 ID をキーとした両者の連結に留意した理由は、所得税における扶養関係の推計のためである。

さらに、推計に際しての利便性を考慮してサンプルのサイズを日本人口 1/5,000 として、

上述のデータをもとに世帯数 9,390 世帯、個人数 26,483 人のデータセットを新たに作成した。具体的には、個票ごとに用意されている抽出率をもとに、日本人口を代表するように個票を選び出すことからデータセットを作成している。所得税の計算に必要な性別、親子・夫婦関係などの識別コードが欠落、あるいは単身赴任世帯などについては、データセットの作成から除外した。なお、2005 年（平成 17 年）国勢調査によると、わが国における総世帯数は 4,536 万世帯であり、この 1/5,000 は 9,072 世帯なので、本研究で作成したデータセットはやや大きめである。

2. 2 JPITC モデルの推計手法

・所得税の推計方法

EITC は既存の所得税額を有する個人に対しては税額控除を適用し、所得税額がゼロである個人に対しては給付を適用するので、JPITC モデルでは、ベースライン推計として EITC の適用が無い初期状態における個々人の所得税額を推計する必要がある⁴。本研究では 2007 年時点の税制を個票に適用することにより、所得税の推計を実施した。2003 年時点（平成 15 年）の収入データに 2008 年の所得税制を適用することには、この間の所得の伸びを考慮しないことに起因する過大推計の恐れがある。しかし、わが国では、(i) 国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲（2006 年）、(ii) 定率減税の廃止による所得税における 2 兆円の引き上げ（2006 年および 2007 年）といった税制改革が実施されており、本研究ではこれらの制度改革の加味を優先させることにより、より現時点の所得税の負担の実態に近い推計結果を得ることを目指した。

所得税の推計方法の概略は、以下の通りである⁵。

- (i) 収入の確定: 所得税法では所得の発生形態ごとに 10 種類の所得分類を設けている。このうち不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得の 4 種類について、データセット（個人テーブル）に格納される収入データを用いて、把握することができる⁶。

<税法上の所得>	<国民生活基礎調査における収入データ>
不動産所得	= 財産所得
事業所得	= 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得
給与所得	= 雇用者所得
雑所得	= 公的年金・恩給 + 企業年金・個人年金等

⁴ 「国民生活基礎調査」からは所得税に関する実際データが把握できるが、EITC は扶養家族（子供）の人数に依存するので、ベースライン推計と EITC を加味した推計において両者の整合性を確保する必要があり、モデル推計により所得税を推計し直している。

⁵ 税法とおりの税額計算をモデルにおいて再現するものであり、田近・古谷（2005）ほかを踏襲している。

⁶ これ以外の利子所得、配当所得、退職所得、山林所得、一時所得、譲渡所得の 6 種類については、データセットから得ることができず、推計の対象外とした。

(ii) 所得金額の計算：それぞれの所得から、必要経費や給与所得控除などを差し引く計算を行う。ここで、事業所得、不動産所得については、税法においては収入金額から必要経費を差し引く計算が求められるが、国民生活基礎調査では、必要経費を控除した後の収入が調査票に記入されるので、必要経費に関する推計は不要となり、個票データをそのまま用いる。一方、給与所得、雑所得については、それぞれ給与所得控除と公的年金等控除を制度に基づいて計算し、記入額から減じることにより当該の所得を推計した。

給与所得：給与所得控除を適用

雑所得：公的年金等控除を適用

(iii) 損益通算：各所得を合計することにより総所得金額（合計所得）が得られる。

(iv) 所得控除：わが国の所得税制には、基礎控除、扶養控除、特定扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの人的控除や社会保険料控除などの所得控除が存在し、総所得金額からこれらの所得控除を差し引くことにより、課税ベースが求められる。データセットにおける諸情報をもとに計算可能な所得控除を算出した。具体的には、世帯内における所得がある個人に対して、扶養家族のタイプと人数を推計することにより、所得控除の金額を算定した⁷。例えば、配偶者控除、配偶者特別控除に関しては、所得がある個人において配偶者の有無を確認し、さらに配偶者側の所得をチェックすることにより、配偶者控除の適用可能性を判断する。あるいは、主として子供が存在する場合に適用される扶養控除、特定扶養控除については、所得がない子供（個人）を特定化した上で、世帯員のうち誰が扶養者となるかを、両親のうち所得が多い者→所得がある祖父母→所得がある伯父・伯母といった具合に順にチェックすることにより、扶養者を特定化した上で扶養控除額を算定した⁸。

(v) 税額の計算：課税ベースに累進税率を適用することにより、税額を算出する。

・所得税以外の公的負担の推計方法

本研究の主たる関心対象は、EITC の適用による所得税負担額の変化であるが、JPITC モデルでは、参考のために、所得税以外の公的負担（住民税、社会保険料）を推計している。住民税の推計方法は所得税に同じであり、所得控除の金額や税率について地方税制

⁷ 実際には配偶者控除、扶養控除などの適用は、個々の納税者の判断と申告に基づいてなされる。JPITC モデルは、世帯内における家族関係や所得の多寡といった情報を元に人的控除の適用を予想するのである。

⁸ JPITC モデルにおいて推計した所得控除は、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除の6種類であり、これ以外の障害者控除、医療費控除、生命保険料控除など9種類の所得控除については推計ができず対象外とした。

(2007年)を適用した。医療保険料、年金保険料、介護保険料については、就業形態に応じて被雇用者(会社員、公務員など)については、給与収入に比例する保険料率(本人負担分)を適用し、自営業主については、定額の国民健康保険料、国民年金保険料を算定する推計式を構築することにより、それぞれの負担額を推計している。

・ EITC (勤労税額控除) の推計方法

既述の通り、本研究では第1段階の EITC の試算として、アメリカの勤労税額控除(EITC)の制度を、直接的にわが国に適用することにした。アメリカの EITC 制度(2007年時点)における主な特徴は、以下の通りである。

- (i) 対象年齢：25歳以上65歳以下であること。従って、年金所得を主たる収入源とする高齢者には EITC は適用されない。
- (ii) 勤労所得の定義：EITC は勤労所得(Earned Income)を得ている者に対してのみ適用される。これは EITC が、就労に対してインセンティブを付与することにより、同国において問題となっている無就労状態からの脱却を意図しているからである。ここで勤労所得とは、給与収入に留まらずより広義の労働あるいは事業から得られる収入を含む。ただし、生活保護や失業手当などの公的扶助は、勤労所得には含まれない。
- (iii) 子供の定義：子供の数(ゼロ、1人、2人以上)に応じて3タイプの控除スケジュールが用意される。適用資格となる子供の定義は、19歳以下の扶養家族である。
- (iv) 台形状の EITC スケジュール：よく知られるとおり、EITC は個人が受け取る勤労所得の増加につれて、給付つき税額控除が比例的に増加する phase-in 段階(逶増部分)、上限としての一定額で推移する plateau 段階(定額部分)、所得の増加につれて税額控除が徐々に消失していく phase-out 段階(逶減部分)の3つから構成される。これは phase-in 段階においては、就労インセンティブを引き出すために勤労所得の上昇が給付つき税額控除の増加をもたらす仕組みとしており、plateau 段階では、低所得者向けの一定額の保障を意図し⁹、最後の phase-out 段階では、中高所得者に対する税額控除の適用を避けるべく、徐々に控除額を引き下げるからである。具体的には、子供が2人以上の個人に対しては、所得が8,390ドルまでは、所得の1ドル上昇につき0.56ドルだけ税額控除が増加し、その上限

⁹ アメリカにおいて1975年に EITC が導入された際には、低所得者に適用される収入に比例するタイプの社会保障税に相当する額の控除額の設定が目指されたという。その後の拡充に際しては、「最低賃金でフルタイムで働いた者が EITC を受ければ、社会保障税課税後の所得が貧困ラインを超える」ことが目標とされたという。森信(2008)を参照。

は 4,720 ドルとなる (2007 年)¹⁰。上限額 4,720 ドルは年収 15,400 ドルまでの個人に適用され、それ以上の収入に対しては、収入 1 ドルの上昇につき 0.21 ドルだけ税額控除が減少し、収入が 37,780 ドルになった時点で EITC は消失する仕組みとなっている。

ここで問題となるのは、上述のような台形という複雑な控除スケジュールを日本に適用することの是非である。アメリカにおいては生活保護を受給することで就労を回避するシングルマザーの存在が問題となっているので、就労インセンティブに配慮した制度設計が求められるが、わが国では、むしろ就労しながら収入が少ないワーキングプアが主たる問題であり、就労インセンティブへの配慮の必要性は低いのではないかという議論がある¹¹。わが国において中低所得者世帯の負担の軽減をいかなる制度設計により実現するかに関しては、さらなる検討が望まれているが、中低所得者をターゲットとする以上、何らかの収入上限が必要となり、上限値の前後における給付の断絶を回避するためには、わが国の新制度においても **phase-out** 段階 (逡減部分、消失控除の仕組み) は必要ではないかと思われる。収入の増加につれて税額控が増えるという **phase-in** 段階 (逡増部分) の必要性の是非については、より慎重に検討する必要がある。ワーキングプアの支援を目指すならば、収入がごく僅かな者にこそ手厚い経済的支援を講じるべきであるが、収入が全くない者を給付対象にすると、彼らの就労インセンティブを損なう恐れがある点は否めない¹²。このように考えると、収入がゼロである者に対しては、税額控除をゼロとする一方で、低所得の者に給付つき税額控除のメリットを及ぼすためには、やはり **phase-in** 段階もしくは、これに類似した仕組みが望まれるものと思われる。

具体的な EITC スケジュールは、既述のとおり、2007 年におけるアメリカの EITC を直接的に適用するという政策シナリオ (子供の人数に応じて 3 つの控除スケジュールを設定) を考えた。EITC 適用額の最高額 (定額部分) は、子供なしでは 43 千円 (年額)、子供 1 人 285 千円 (年額)、子供 2 人以上 472 千円 (年額) となる¹³。

また、JPITC モデルにおける、EITC の具体的な推計手順は次の通りである。第 1 に、EITC 子供の数を求める。これは既存の税法上の扶養家族の推計式を応用 (本人の収入および子供の年齢などを参照) することにより、個人ごとに EITC 子供の数を求めるものである。第 2 に、各人の収入と EITC 子供の数をもとに、EITC 算定額を推計する作業を行う。EITC 算定の基準となる個人の収入については、日本については国民生活基礎調査から得られる収入合計とした。従って、事業所得、不動産所得については経費控除後の収入、給与

¹⁰ わが国の児童手当は、第 1 子および第 2 子には年額 6 万円、第 3 子以降には年額 12 万円が支給される。子供 3 人の場合、日本の制度では年額 24 万円に比して、アメリカは 4,720 ドルであり、2 倍以上の水準である。

¹¹ 例えば、阿倍 (2008) など

¹² 無条件で支給される社会手当としてのベーシック・インカムが、わが国においても議論されて久しいが、諸外国では、所得保障と就労を融合するワークフェア政策が志向されている。小沢 (2002) を参照。

¹³ 米ドルと日本円の為替レートは単純化して、1 米ドル=100 日本円としている。

所得については給与所得控除前の収入ほかを合算することになる。アメリカの勤労所得は、経費控除後の所得であり、事業所得、財産所得については日米において EITC の算定ベースはほぼ一致する。しかし、給与所得についてはアメリカでは医療保険口座、退職年金口座、教育費などが控除されるが、日本については給与所得控除ほかを考慮していない。わが国における給与所得控除は、アメリカの諸控除に比べると大きすぎると考えたからである。第 3 に、EITC を適用した後の所得税と給付金の推計である。給付つき税額控除の仕組みにおいては、所得税が EITC 算定額を上回れば、EITC 算定額のみだけ所得税が減じられる。ここで収入合計が正值（つまり勤労所得を有している）でありながら、所得税がごく少額、あるいは課税最低限以下であり所得税がゼロの個人に対しては、逆に給付金を支給する。EITC 算定額と所得税を比較しながら、減額された所得税、給付金の支給額を推計した。

=== 図 1 ===

3. シミュレーション結果

3. 1 EITC が適用される世帯と個人

本研究において設定した政策シナリオに基づくシミュレーション結果によると、EITC の適用対象となる世帯は、全世帯の 26.0%と推計され、約 1/4 の世帯に EITC が適用されることになる。これを EITC 子供の人数別にみていくと、子供の人数がゼロ人である世帯が EITC が適用されない世帯を含めた総世帯に占める割合は 12.5%であり、以下、子供の人数 1 人 5.1%、2 人 6.4%、3 人 1.9%などとなっている。EITC が適用される世帯の約半数は子供が無しの子供が無く、これに子供の人数が 2 人と 1 人の世帯が続くことになる。EITC の適用状況を個人ベースでみていくと、EITC が適用される個人は全人口の 10.6%になる。EITC は比較的、収入が少ない個人を対象とする制度であり、本研究の政策シナリオでは全人口の 1 割程度が支援対象となることがみて取れる。人口総数に占めるシェア（10.6%）に比べて、世帯総数に占めるシェア（26.0%）が高くなるのは、個人の場合には、子供や専業主婦のように勤労所得を有していないことにより、EITC の適用対象にならない者が存在する一方で、世帯の場合には、世帯内に 1 人でも EITC の適用者が存在すれば EITC 適用世帯としてカウントされることによる。

EITC の適用世帯を、(i)税額控除のみが適用される世帯と、(ii)税額控除および給付が適用される世帯に分けた場合、税額控除のみが適用される世帯は、EITC 適用世帯の 14%に過ぎず、残りの 86%の世帯に関しては、税額控除に加えて給付金（負の所得税）が適用される。わが国における給与所得者の課税最低限は、単身者 114.4 万円、夫婦および子供 2 人の 4 人家族では 325.0 万円（2008 年）となっており、EITC の適用世帯の多くは課税最低限以下の所得税の納税がない世帯である。そのため EITC は、税額控除よりはむしろ給

付金を支給する仕組みとして機能することが予想され、上述の 86%という数値は給付金を受け取る世帯の方が多いことを示している¹⁴。

==== 表 1 =====

==== 図 2 =====

==== 図 3 =====

3. 2 EITC の財政規模

本政策シナリオによる EITC の財政規模は 1.02 兆円と試算される。シミュレーション結果によると、JPITC モデルを利用したわが国の所得税収（ベースライン）は 12.4 兆円と推計され¹⁵、EITC 適用シナリオにより、税額控除 0.12 兆円が生じるので、所得税額は 12.3 兆円まで減る。一方、EITC 支出に関しては、上述の税額控除 0.12 兆円に加えて、0.90 兆円の給付金が要請されるので、合計の EITC 財政規模は上述のごとく 1.02 兆円となる。

EITC 財政規模は所得税収の 8%程度である。JPITC モデルが推計した住民税は 13.1 兆円、年金保険料（本人負担分）13.4 兆円、医療保険料（本人負担分）9.7 兆円、介護保険料（本人負担分）2.0 兆円となっており、全国民ベースでみた租税、社会保険料の公的負担の規模からみると、EITC 財政規模はやや小さいことが見て取れる。ただし、2007 年度におけるわが国の児童手当の予算規模は 0.98 兆円であり、EITC の財政規模は現行の児童手当に匹敵する新たな負担軽減策であると見なされる。

同じく JPITC モデルに基づく収入合計は 218.7 兆円であり、これと所得税収の総額、EITC の財政規模の比率を算出すると¹⁶、所得税 5.7%、EITC 0.5%となる。つまり、EITC は対収入でみると 0.5%程度の負担の軽減を、国民にもたらすことになる。

==== 表 2 =====

==== 図 4 =====

==== 図 5 =====

¹⁴ EITC の算定基準となる収入のうち、給与所得に何らかの控除を適用すると、EITC の適用世帯はさらに拡大するが、同時に税額控除が適用される世帯が増えることになる。

¹⁵ モデルが計算した所得税の総額を全人口ベースに置き換えた数値。2007 年度の所得税額は 16.1 兆円（決算ベース）であったので、上述の 12.4 兆円は過少推計である。この要因としては、データセットでは 2003 年の収入データを使用していること、譲渡所得に課される所得税などが推計に含まれていないことなどが考えられる。

¹⁶ 一種の実効税率（=税額/収入）の指標といえる。

3. 3 年齢階級別の EITC

EITC の支給状況を EITC の適用対象者に限定し、これを年齢階級別にみていく。EITC の適用対象者に限定すると、1人当たりの EITC 適用額は 75 千円（年額）と推計される。子供なしの場合の定額部分の最高額は 43 千円、子供 1 人では 285 千円、子供 2 人以上では 472 千円となっており、既述のとおり EITC 適用者の過半は子供なしなので、総平均は 75 千円となりやや低額となる。

年齢階級別にみていくと、35-39 歳 107 千円が最多であり、これに 30-34 歳 97 千円、40-44 歳 95 千円、45-49 歳 94 千円が続く。30 歳代、40 歳代はいわゆる子育て世代なので、EITC の適用額が高くなる。35-39 歳に注目すると、EITC の収入平均は 1,429 千円であり、所得税 13 千円、社会保険料（3 保険の合計）138 千円などを負担している。上述の EITC 算定額は 107 千円であり、この内訳は税額控除 11 千円、給付 96 千円である。従って、35-39 歳の EITC 適用者に関しては、EITC の適用により所得税の負担がほぼゼロとなり、社会保険料負担の 7 割程度が給付により補助されることになる。

EITC の対収入比率は、40-44 歳 7.6%、35-39 歳 7.5%、45-49 歳 7.0%において高いが、25-29 歳 6.6%、30-34 歳 6.3%と比較的若い世代においても、中年層なみの負担の軽減が図られる。50-54 歳 4.2%、55-59 歳 4.2%、60-64 歳 4.4%と子育てを終えた世代における負担の軽減は小さくなる。

=== 表 3 ===

=== 図 6 ===

=== 図 7 ===

3. 4 所得階級別の EITC

・個人の所得階級別の EITC

本項では、EITC の支給状況を所得階級別にみていく。EITC は収入の増加に応じて、給付つき税額控除を増加させることにより就労インセンティブを引き出す phase-in 段階（逓増部分）、十分な税額控除もしくは給付金を提供することを目指す plateau 段階（定額部分）、就労インセンティブへのマイナス効果の回避を狙う phase-out 段階（逓減部分）の 3 つから構成される。この台形状の EITC の仕組みにより、EITC 適用額を所得階級別にみると、収入が少ない階級では EITC は僅かなものに留まる一方で、収入が増えるにつれて EITC が大きく増加し、さらに収入が増加して限度額に近づくと、今度は EITC が徐々に減少するという構造になる。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額

は 36 千円（年間）であり、この内訳は税額控除 2 千円、給付 34 千円となっている。続く、収入 500-1,000 千円では 47 千円、収入 1,000-1,500 千円では 58 千円、収入 1,500-2,000 千円では 331 千円、収入 2,000-2,500 千円では 211 千円、収入 2,500-3,000 千円では 138 千円、収入 3,000-4,000 千円では 62 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,500-2,000 千円の EITC 適用者であり、平均収入 1,892 千円に対して、EITC 適用額は 331 千円であり、この内訳は税額控除 9 千円、給付 322 千円である。つまり可処分所得が 30 万円程度、増加するのである。これは年間収入の 17%に相当する規模である。彼らの所得税の負担額の平均は 9 千円、社会保険料の負担額 193 千円となっており、これらの公的負担額を上回る規模の EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 10.3%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 5.4%（収入 500-1,000 千円）、4.9%（収入 1,000-1,500 千円）、17.5%（収入 1,500-2,000 千円）、8.9%（収入 2,000-2,500 千円）、4.7%（収入 2,500-3,000 千円）、1.8%（収入 3,000-4,000 千円）と推移する。また、EITC を税額控除と給付の 2 つに分けた場合、金額的には少額であるが、収入の増加につれて税額控除が増加する傾向が見て取れる。

=== 表 4 ===

=== 図 8 ===

=== 図 9 ===

・世帯の所得階級別の EITC

所得階級別の EITC の適用状況を世帯ベースでみていく。世帯収入が 500 千円以下の EITC 適用世帯（世帯ベース）における EITC 適用額は 67 千円（年間）であり、世帯収入 500-1,000 千円では 81 千円、世帯収入 1,000-1,500 千円では 112 千円、世帯収入 1,500-2,000 千円では 256 千円、世帯収入 2,000-2,500 千円では 181 千円、世帯収入 2,500-3,000 千円では 140 千円、世帯収入 3,000-4,000 千円では 147 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、世帯収入 1,500-2,000 千円の階級にある EITC 適用世帯であり、平均収入 1,917 千円に対して、EITC 適用額は 256 千円であり、この内訳は税額控除 11 千円、給付 245 千円である。可処分所得が 25 万円程度増加することになるが、これは年間収入の 13%に相当する規模である。この所得階級における世帯の所得税の負担額は 17 千円、社会保険料の負担額は 276 千円となっているので、これらの公的負担額にほぼ匹敵する EITC が適用されることになる。これ以外の年収 150 万円以下の世帯における EITC の対収入比率は 10%前後となっており、EITC が収入 200 万円以下の低所得者に対して、収入比 10%前後の所得補助を行う仕組みであることが理解される。

==== 表 5 =====

==== 図 10 =====

==== 図 11 =====

3. 5 子供の人数別の EITC

・子供の人数がゼロの場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数がゼロの個人に関しては、年収が 126 万円未満の者にしか EITC が適用されず、さらに EITC 適用額も最大 43 千円に留まるので、子供がいない者に対しては、EITC はやや小さめの収入の増加をもたらす。

シミュレーション結果によると、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 22 千円（年間）であり、この内訳は税額控除 2 千円、給付 20 千円となっている。続く、収入 500-1,000 千円では 32 千円、収入 1,000-1,500 千円では 10 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、収入 500-1,000 千円の階級にある EITC 適用者であり、所得税の負担額を上回る EITC が適用されるが、給付額は社会保険料の負担額の半分以下に留まる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 7.6%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 3.8%（収入 500-1,000 千円）、0.9%（収入 1,000-1,500 千円）となる。これらの数値は、子供を持つ EITC 適用者に比べると、半分以下のレベルに留まる。つまり、アメリカの EITC には子育て支援を重視するという側面があり、現在のわが国において話題となっている単身者のワーキングプアを支援するためには、子供なしの EITC 適用者に対する給付額の積み増しが必要になるだろう。

==== 表 6 =====

==== 図 12 =====

・子供の人数が 1 名の場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数が 1 名の個人に関しては、対象となる年収が 332 万円未満まで拡大され、さらに EITC 適用額が最大 285 千円まで増えるので、低所得者において最大 30%もの収入増をもたらす。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 113 千円（年間）であり、続く、収入 500-1,000 千円では 253 千円、収入 1,000-1,500 千円では 285 千円、収入 1,500-2,000 千円では 242 千円、収入 2,000-2,500 千円では 164 千円、収入 2,500-3,000 千円では 82 千円、収入 3,000-4,000 千円では 23 千円である。EITC

適用額が最多となるのは、収入 1,000-1,500 千円の階級にある EITC 適用者であり、平均収入 1,275 千円に対して、EITC 適用額は 285 千円であり、この内訳は税額控除 5 千円、給付 280 千円である。つまり可処分所得が 30 万円程度増加する。これは年間収入の 22%に相当する。所得税の負担額 5 千円、社会保険料の負担額 184 千円となっており、これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 34.0%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 32.3% (収入 500-1,000 千円)、22.4% (収入 1,000-1,500 千円)、13.3% (収入 1,500-2,000 千円)、7.1% (収入 2,000-2,500 千円)、2.9% (収入 2,500-3,000 千円)、0.7% (収入 3,000-4,000 千円) と推移する。収入が 150 万円以下の適用者に対しては、収入が 2-3 割も増えることになる。

=== 表 7 ===

=== 図 13 ===

・子供の人数が 2 名以上の場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数が 2 名以上の個人に関しては、対象となる年収が 378 万円未満まで拡大され、EITC 適用額は最大 472 千円となる。低所得者において、最大 40% の収入増をもたらす。つまり、低所得者における子育て支援策としては、EITC はかなり充実した施策プランであると見なされる。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者 (個人ベース) における EITC 適用額は 135 千円 (年間) であり、続く、収入 500-1,000 千円では 343 千円、収入 1,000-1,500 千円では 463 千円、収入 1,500-2,000 千円では 414 千円、収入 2,000-2,500 千円では 305 千円、収入 2,500-3,000 千円では 194 千円、収入 3,000-4,000 千円では 74 千円である。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,000-1,500 千円の階級にある EITC 適用者であり、平均収入 1,311 千円に対して、EITC 適用額は 463 千円であり、この内訳は税額控除 1 千円、給付 462 千円である。つまり可処分所得が 46 万円程度も増加することになり、これは年間収入の 35%に相当する。この収入階級における所得税の負担額は 1 千円、社会保険料の負担額は 186 千円となっており、これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 40.0%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 40.0% (収入 500-1,000 千円)、35.3% (収入 1,000-1,500 千円)、22.9% (収入 1,500-2,000 千円)、13.1% (収入 2,000-2,500 千円)、6.8% (収入 2,500-3,000 千円)、2.2% (収入 3,000-4,000 千円) と推移する。収入が 200 万円以下の適用者において、収入が 2-4 割も増えることになる。

=== 表 8 ===

3. 6 世帯類型別の EITC

・世帯類型別にみた EITC 適用世帯の割合

EITC が適用される世帯に関して、それぞれの世帯サブグループ別に占める適用世帯の割合をみていく。世帯人員別には、単独世帯 7.3%、核家族世帯 27.4%、三世代同居の世帯 46.0%となっており、世帯人員が増えるにつれて世帯内に EITC 適用者が含まれるという傾向がある。単独世帯においては、男の単独世帯 7.4%、女の単独世帯 7.1%であり、男女別の違いはそれほど無い。核家族世帯に関しては、夫婦のみ世帯 14.8%、夫婦と未婚の子供がいる世帯 35.7%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 36.3%であり、子供がいる世帯では 3 割以上の世帯に対して EITC が適用される。ここで夫婦と未婚の子供がいる世帯について、子供の人数別には一人 31.0%、2 人 38.4%、3 人以上 42.9%であり、子供の人数が増えるにつれて EITC の適用世帯の割合が上昇していく。

続いて、世帯における就業状態に着目した場合、まず、単独世帯では、正社員の単独世帯 8.2%、非正社員の単独世帯 18.1%であり、非正社員に対して EITC が適用される傾向がある。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 46.1%、夫婦の一方のみが働いている世帯 23.4%となっており、いわゆる共稼ぎ世帯において EITC の適用が多く、逆に専業主婦における EITC の適用は少ないことが分かる。共稼ぎ世帯について詳しく見ていくと、共に正社員 42.7%、一方が正社員でもう一方が非正社員 49.1%、ともに非正社員 53.6%である。

・世帯類型別にみた EITC 適用額

それぞれの世帯類型において、EITC 適用額の平均を見ていく。単独世帯 23 千円、核家族世帯 80 千円、三世代同居の世帯 128 千円であり、世帯人員の増加につれて適用額が増える傾向が見て取れる。核家族世帯については、ひとり親と未婚の子のみの世帯 155 千円、夫婦と未婚の子 2 人の世帯 102 千円であり、いわゆるシングルマザー（ファザー）の世帯における EITC 適用額が多くなる。

世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯 26 千円、非正社員の単独世帯 23 千円であり、金額的にも少なく、両者にそれほどの差異がない。これは、EITC スケジュールが子供のいない世帯に対しては小規模の支給を予定するからである。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 79 千円、夫婦の一方のみが働いている世帯 96 千円となっており、夫婦の一方のみが働いているといういわゆる専業主婦世帯では、EITC の

適用率は低い、EITC が適用される世帯においては共稼ぎ世帯を上回る適用額が生じることになる。共稼ぎ世帯については、共に正社員 70 千円、一方が正社員でもう一方が非正社員 89 千円、ともに非正社員 41 千円であり、これは夫婦の所得と子供の人数に依存しているものと思われる。つまり、夫婦のどちらかが正社員であると、世帯内に子供がいる可能性が高まるので EITC の適用額が増える。妻が正社員である世帯に比べると、妻が非正社員である世帯の方が、夫の収入が少ないかあるいは子供の人数が多いことにより、EITC の適用額が増えることになる。

=== 図 16 ===

・世帯類型別にみた EITC 適用額の対収入比率

EITC 適用額が世帯収入に占める割合を世帯類型別に見ていく。単独世帯 3.2%、核家族世帯 1.6%、三世帯同居の世帯 2.1%である。単独世帯では、男の単独世帯 2.9%、女の単独世帯 3.4%であり、女の単独世帯における対収入比率がやや高い。核家族世帯については、夫婦のみの世帯 0.6%、夫婦と未婚の子がいる世帯 1.5%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 7.5%となっており、シングルマザー（ファザー）の世帯における対収入比率が高くなる傾向が示唆される。具体的には、平均年収 2,063 千円、EITC 適用額 155 千円である。

世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯 3.1%、非正社員の単独世帯 3.6%であり、非正社員における対収入比率がやや高くなる。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 1.2%、夫婦の一方のみが働いている世帯 2.1%となっており、夫婦の一方のみが働いている専業主婦世帯では、共稼ぎ世帯に比べると収入が少なく、一方では、EITC 適用額がやや多いので、両者の比率である対収入比率が高くなる。共稼ぎ世帯に関して、共に正社員 1.0%、一方が正社員でもう一方が非正社員 1.4%、ともに非正社員 1.2%となっている。

=== 図 17 ===

4. まとめ

わが国の個人所得税に対して、給付つき税額控除を導入するという議論が高まりを見せている。給付つき税額控除とは、収入や扶養家族の人数に応じて税額控除を適用し、さらに課税最低限以下の所得税の無い者に対しては給付金を支給するものであり、従来わが国では見られなかった新しいタイプの仕組みであるが、これにより、中低所得者における租税・社会保険料の負担を軽減したり、子育て支援を図ることが可能となる。

本研究においては、給付つき税額控除の実証研究を行うマイクロシミュレーション（JPITC モデル）を構築し、政策シナリオとしてアメリカの 2007 年における EITC（勤労

税額控除)を日本に適用した場合のわが国の個人や世帯における税負担の変化を推計した。シミュレーション結果によると、アメリカ型の EITC の導入により、わが国の世帯の 1/4 程度が適用対象となり、所要の財源規模は約 1 兆円である。また、EITC 適用額のほとんどは税額控除ではなく EITC 給付となる。EITC が適用される個人像は、年齢層が 30 歳代ないし 40 歳代、年収は 200 万円前後、子供を有する者であり、彼らの所得税および社会保険料(医療、年金、介護)の負担がほぼ解消される。わが国における所得再分配のための政策ツールとして、EITC が選択肢となりうることが示唆される。

今後の研究課題としては、以下を挙げることができる。第 1 に、日本版 EITC の導入目的の明確化である。子育て支援のためならば既存の児童手当を拡充する方法があり、低所得者における収入の拡充のためならば最低賃金の引上げ方策などが考えられる。EITC が租税・社会保険料負担の軽減のみを目的とするならば、その適用水準は本研究における政策シナリオよりも小さくて済むが、既存の児童手当を補完することを狙いとするならば思い切った支給水準を設定すべきであろう。また、所得再分配に関しては、現在のわが国においては現役世代に対する生活保護の支給は限定されているので、いわゆるワーキングプアに対する収入の下支え方策として EITC を活用するのは、一案である。

第 2 に、労働供給行動に与える影響効果の検討である。これはマイクロシミュレーションにおける行動変化分析と呼ばれるものであるが、アメリカにおける先行研究によると、EITC は生活保護に生計費を依存するシングルマザーに対しては就労促進的に作用するものの、世帯における最多収入以外の 2 次的な所得者(非核所得者)に対しては、就労インセンティブを削ぐ方向に作用している。わが国においては、EITC による子育て支援が、世帯における妻の就労インセンティブを低下させる可能性がある。今後の研究課題である。

参 考 文 献

英語文献

- Eissa, N, and H.W. Hoynes(1998), "The Earned Income Tax Credit and the Labour Supply of Married Couples," *NBER Working Paper #6856*.
- Gupta, A, and A. Harding ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Health and Aged Care*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland
- Harding, A, and A. Gupta ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Social Security and Taxation*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland.
- Hoths, V.J, and J.K. Scholz(2001), "The Earned Income Tax Credit," *NBER Working Paper #8075*.
- Liebman, J.B. (1998), "The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution," *Tax Policy and the Economy, Vol.12*.

邦文文献

- 阿倍彩 (2002) 「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果：文献サーベイから」『海外社会保障研究』No.140, p.p.79-85
- 阿倍彩 (2003) 「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊 社会保障研究』vol.39, p.p.70-82
- 阿倍彩 (2008) 「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社、p.p.57-90
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革 - ベーシック・インカム構想の新地平』高菅出版
- 佐藤英明 (2003) 「アメリカ連邦所得税における稼得所得税額控除 (EITC) について」『総合税制研究』第 11 号、p.p.56-75
- 税制調査会 (2007) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」
- 田近栄治・古谷泉生(2005) 「年金課税の実態と改革のマイクロシミュレーション分析」『経済研究』56号
- 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚・財務省編『経済格差の研究 - 日本の分配構造を読み解く』中央経済社、p.p.175-202
- 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配」小塩・田近・府川編『日本の所得分配』東京大学出版会、p.p.85-110
- 内閣府 (2002) 「海外諸国における経済活性化税制の事例について」内閣府『政策効果分析レポート 2002』 p.p.125-294
- 日本国政府 (2008) 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」

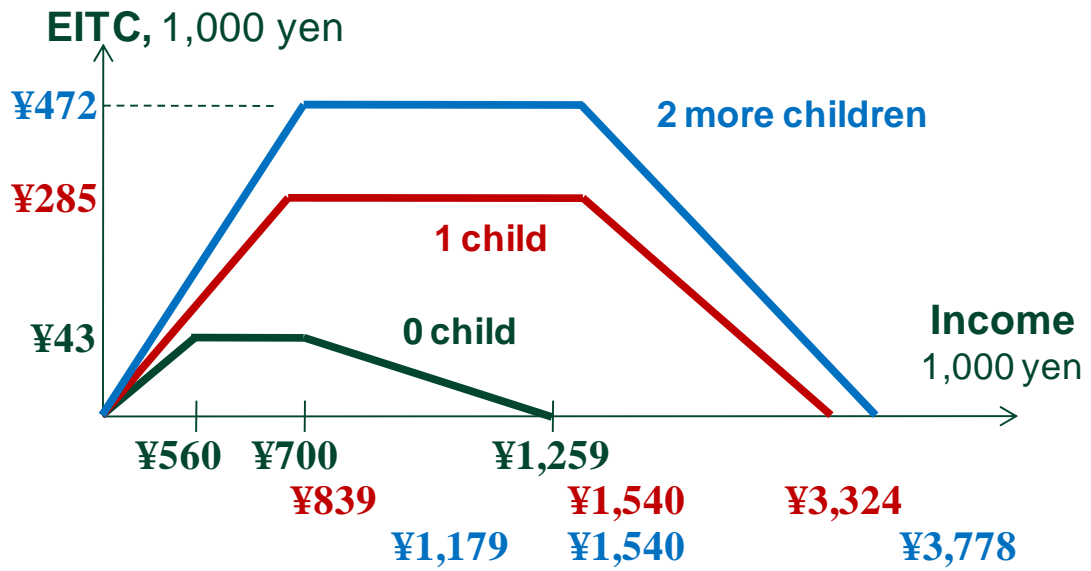
閣議決定資料

森信茂樹（2008）「給付つき税額控除制度の概要と類型」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社 p.p.9-29

山下篤史（2007）「所得税による子育て支援－児童税額控除の課題」内閣府経済社会総合研究所ディスカッションペーパー No.190

参 考 図 表

図 1 EITC の政策シナリオ



注 1：本研究では、アメリカの 2007 年の EITC スケジュールを日本の個人所得税に適用した

注 2：為替レートは、1 米ドル=100 円として換算した。

図2 全世帯に占める EITC の適用対象となる世帯の割合

Share of the EITC Households

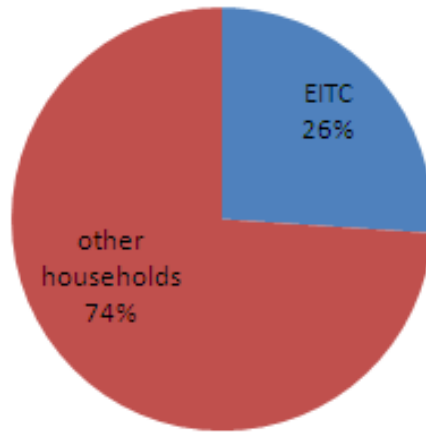


図3 EITC 適用世帯の構成 (EITC 子供の人数別)

Composition of EITC children

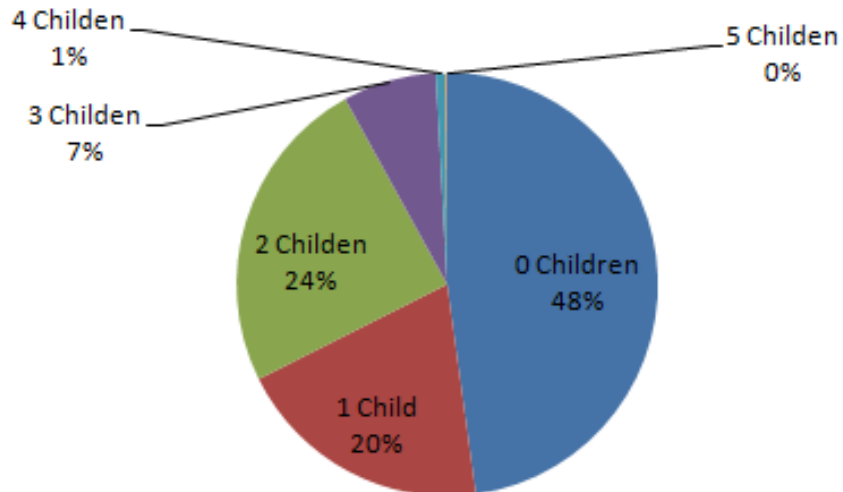
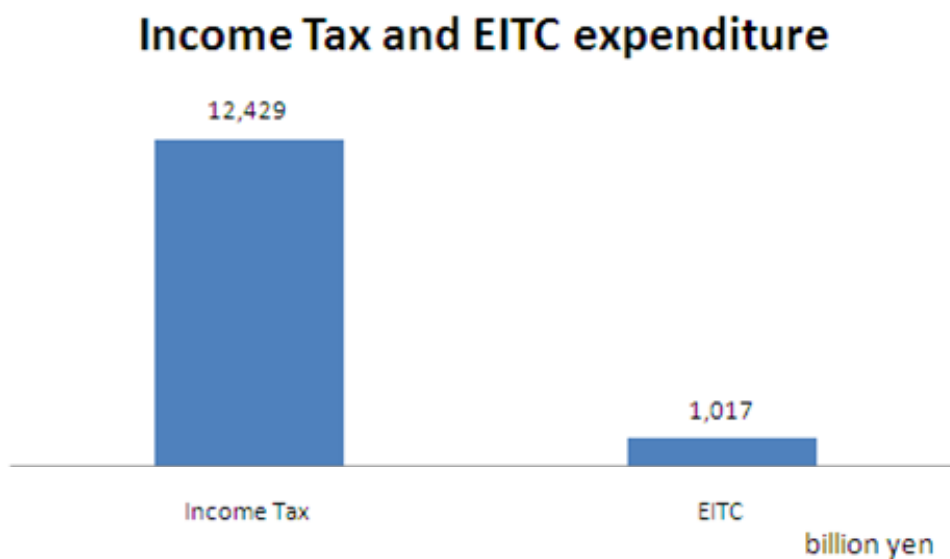


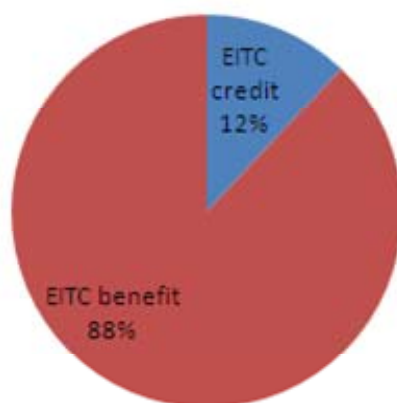
図4 EITC の財政規模（個人所得税収と EITC 適用額の比較）



注1：所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

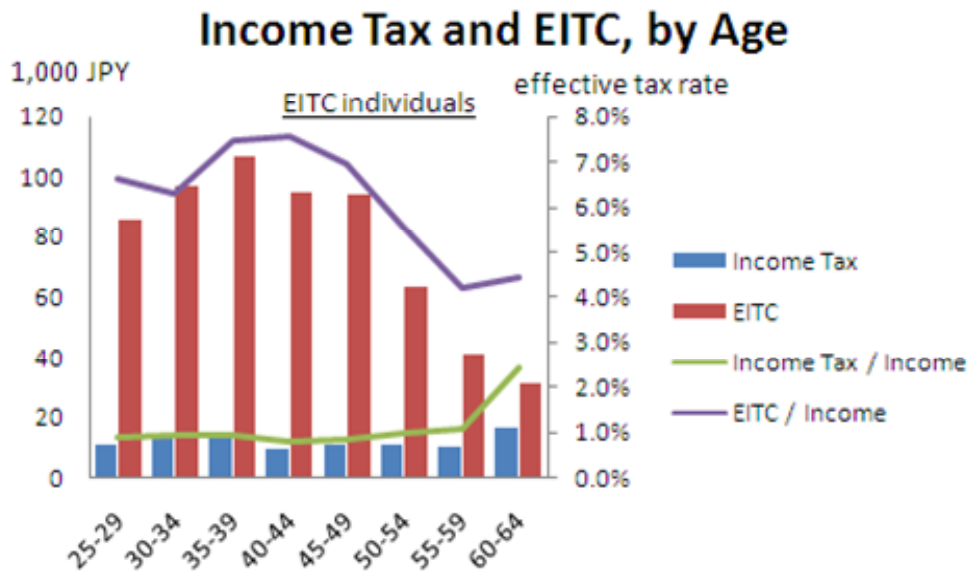
図5 EITC の財政規模の構成（税額控除と給付の比較）

Composition of EITC



注1：EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。

図6 年齢階級別の EITC の適用状況（個人ベース）

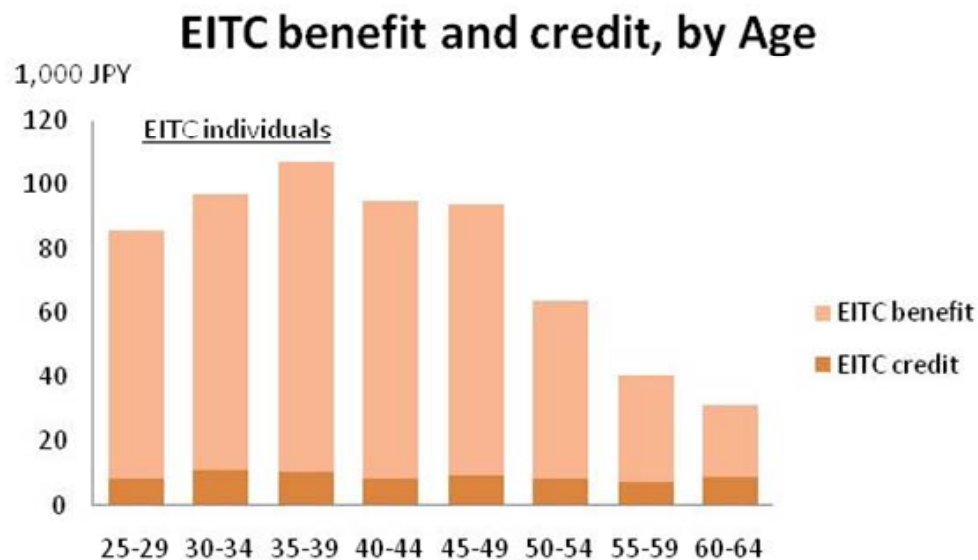


注1：EITC が適用される者に関して、年齢階級別の平均値を示したもの

注2：所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

注3：実効税率とは、所得税、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

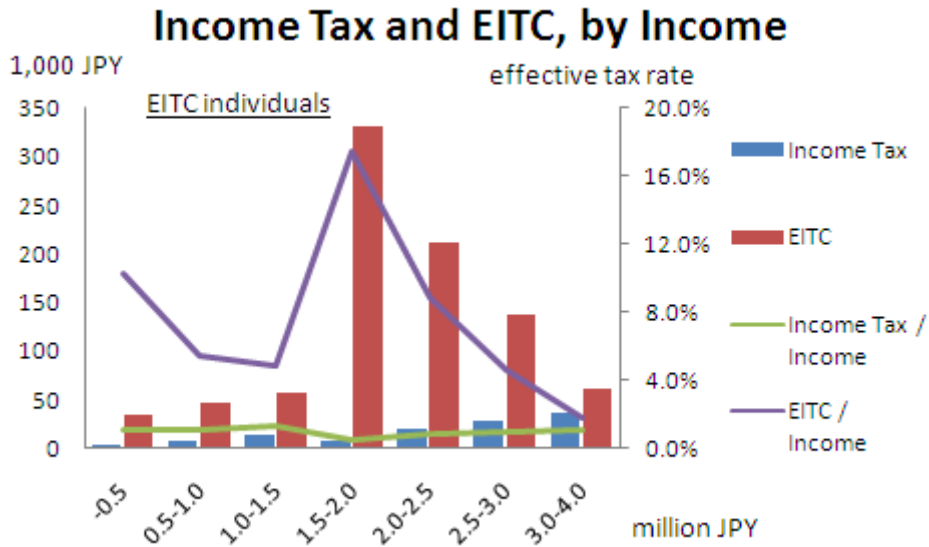
図7 年齢階級別の EITC 税額控除と EITC 給付の適用状況（個人ベース）



注1：EITC が適用される者に関して、年齢階級別の平均値を示したもの

注2：EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。

図8 所得階級別の EITC の適用状況（個人ベース）

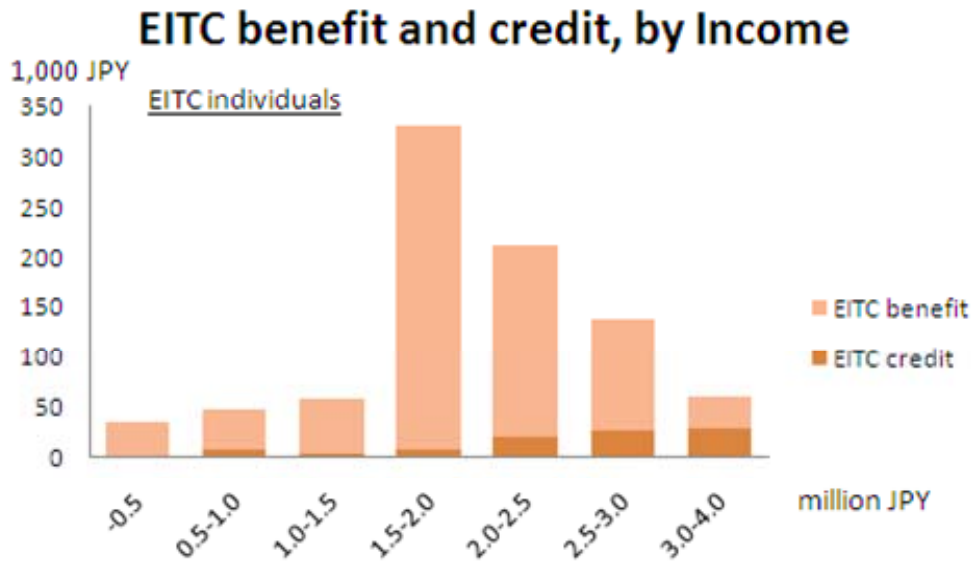


注1：EITC が適用される者に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注2：所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

注3：実効税率とは、所得税、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

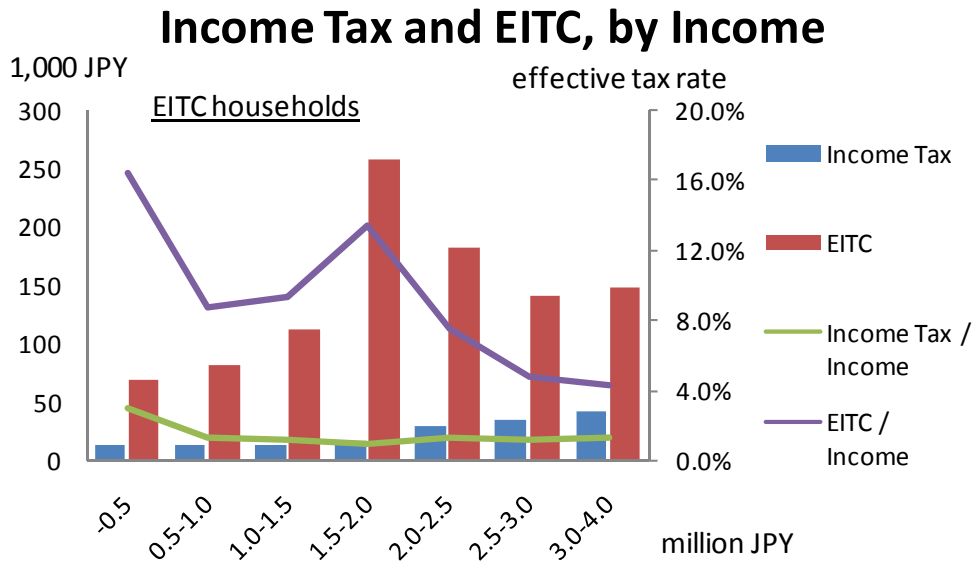
図9 所得階級別の EITC 税額控除と EITC 給付の適用状況（個人ベース）



注1：EITC が適用される者に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注2：EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。

図 1 0 所得階級別の EITC の適用状況（世帯ベース）

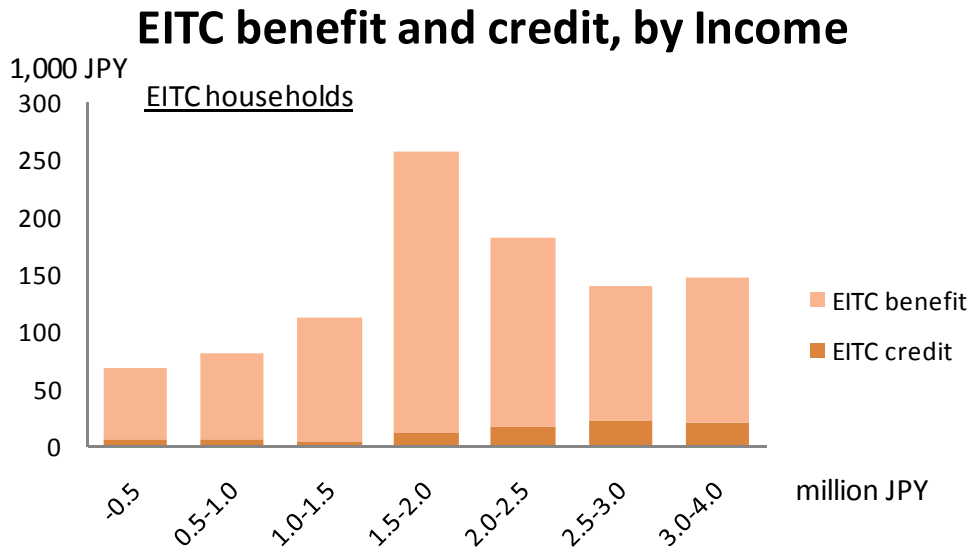


注 1 : EITC が適用される世帯に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注 2 : 所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

注 3 : 実効税率とは、所得税、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

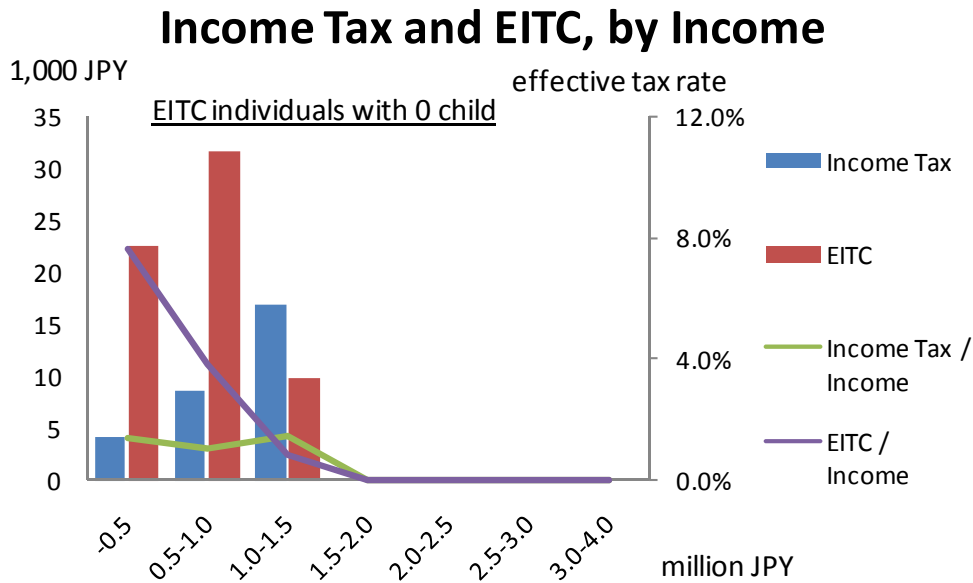
図 1 1 所得階級別の EITC 税額控除と EITC 給付の適用状況（世帯ベース）



注 1 : EITC が適用される世帯に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注 2 : EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。

図 1 2 EITC 子供人数がゼロの場合の EITC の適用状況（個人ベース）

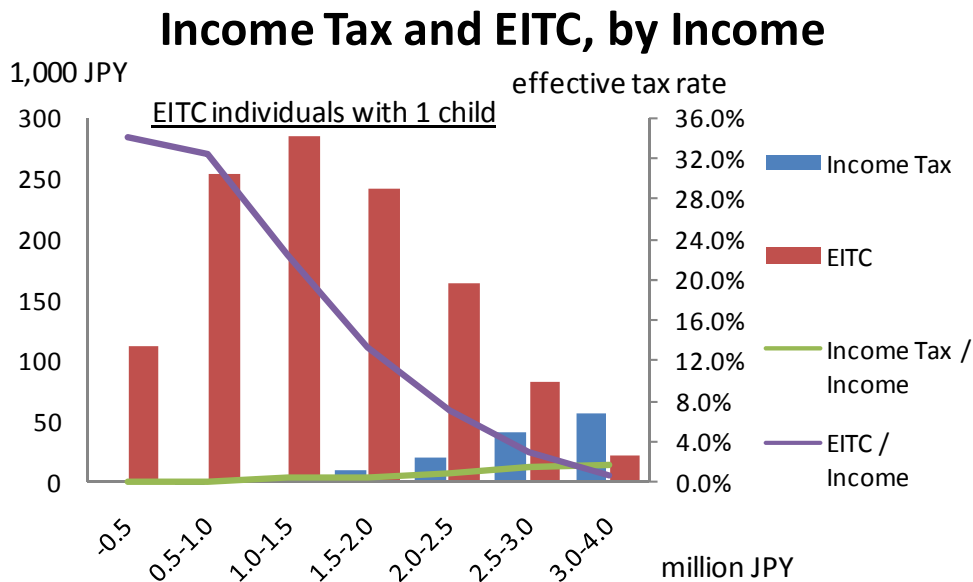


注 1 : EITC が適用される世帯に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注 2 : 所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

注 3 : 実効税率とは、所得税、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

図 1 3 EITC 子供人数が 1 人の場合の EITC の適用状況（個人ベース）

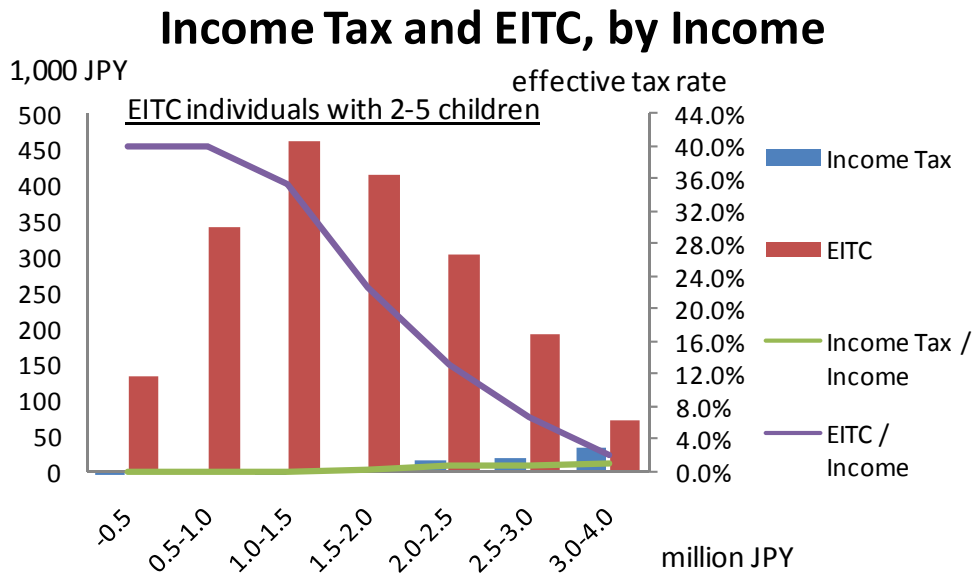


注 1 : EITC が適用される世帯に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注 2 : 所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

注 3 : 実効税率とは、所得税、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

図1 4 EITC 子供人数が2人以上の場合の EITC の適用状況（個人ベース）



注1：EITC が適用される世帯に関して、所得階級別の平均値を示したもの

注2：所得税、EITC は、JPITC モデルによる推計結果

注3：実効税率とは、所得税、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

図 1 5 世帯類型別にみた EITC 適用世帯の割合 (世帯ベース)

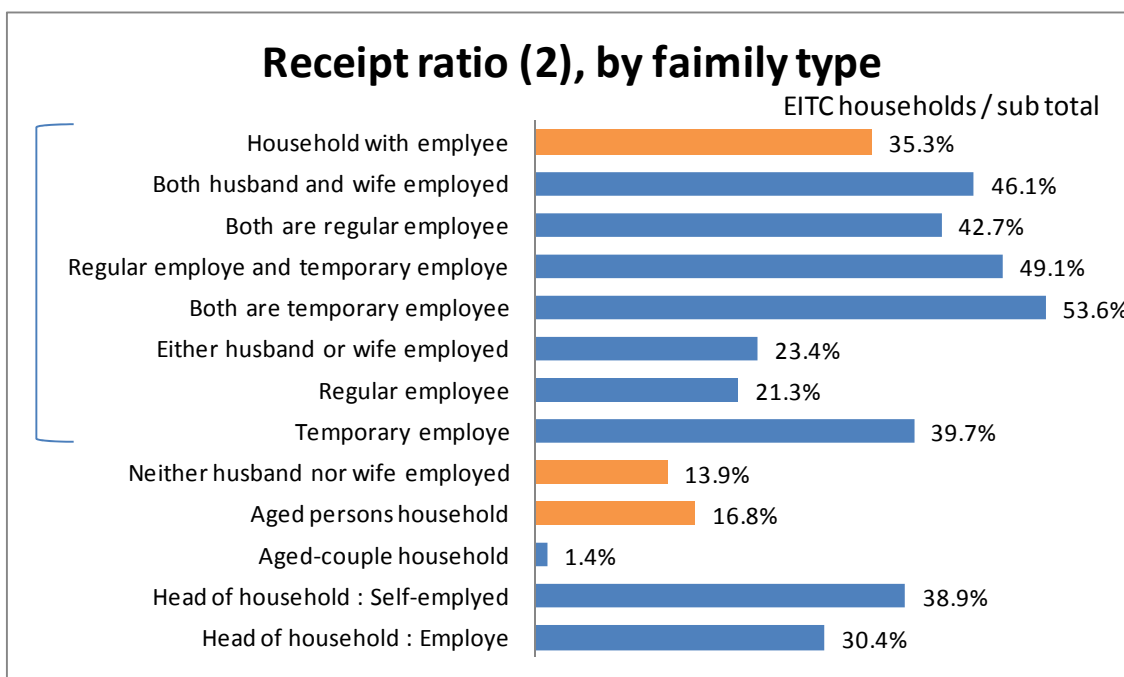
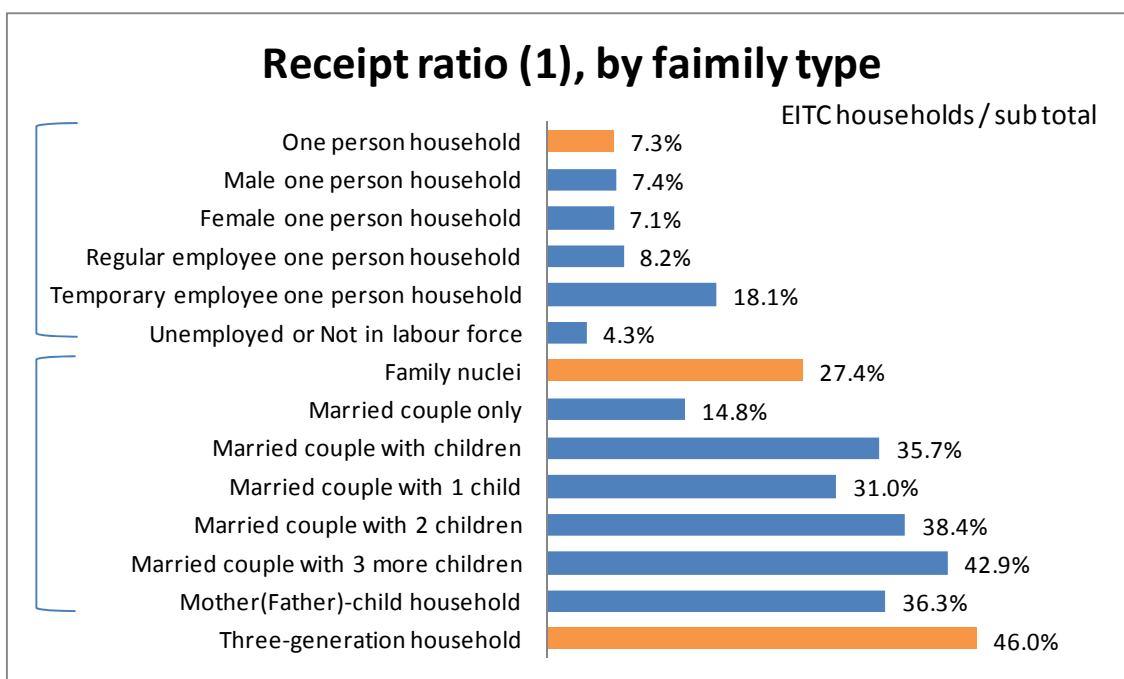
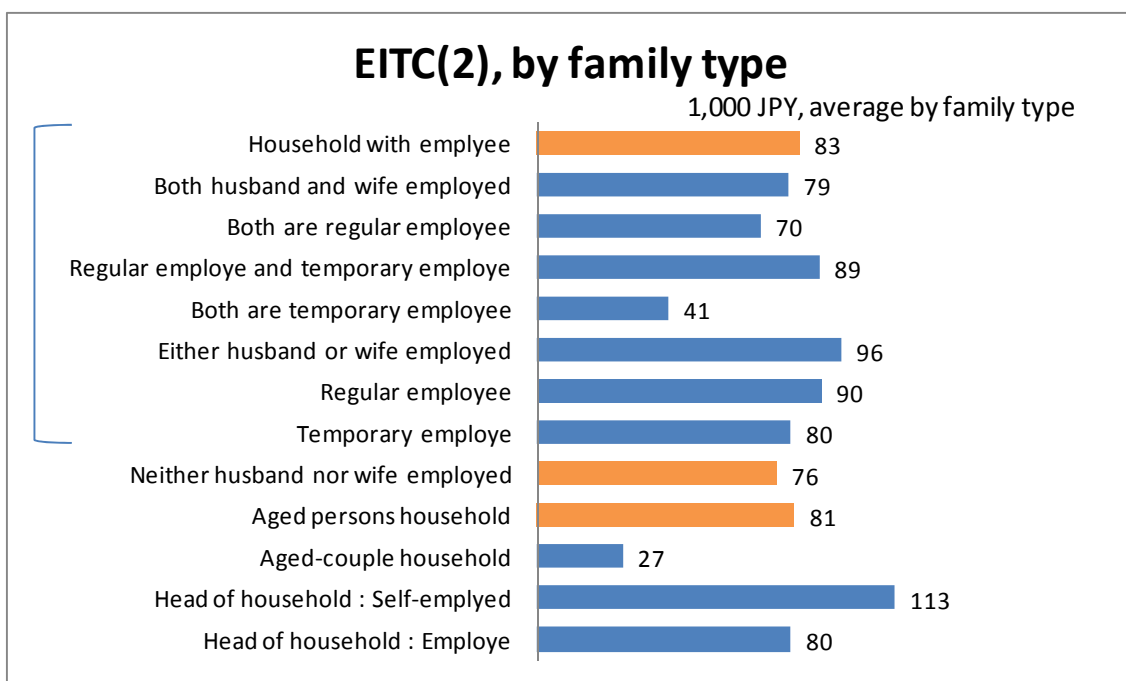
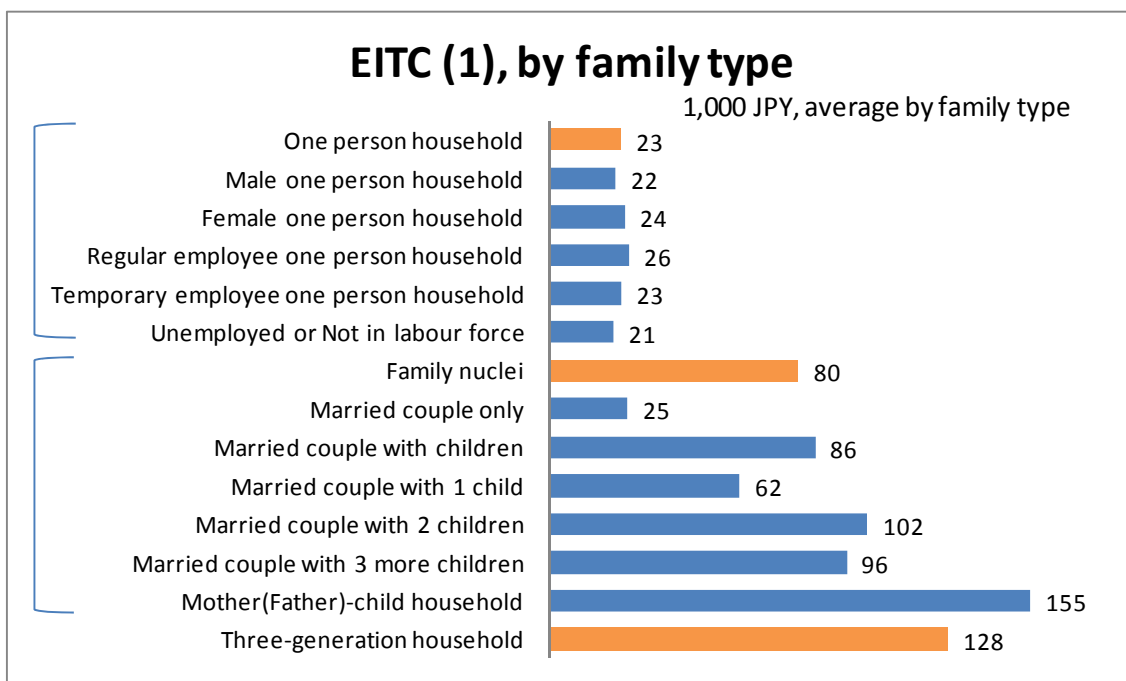
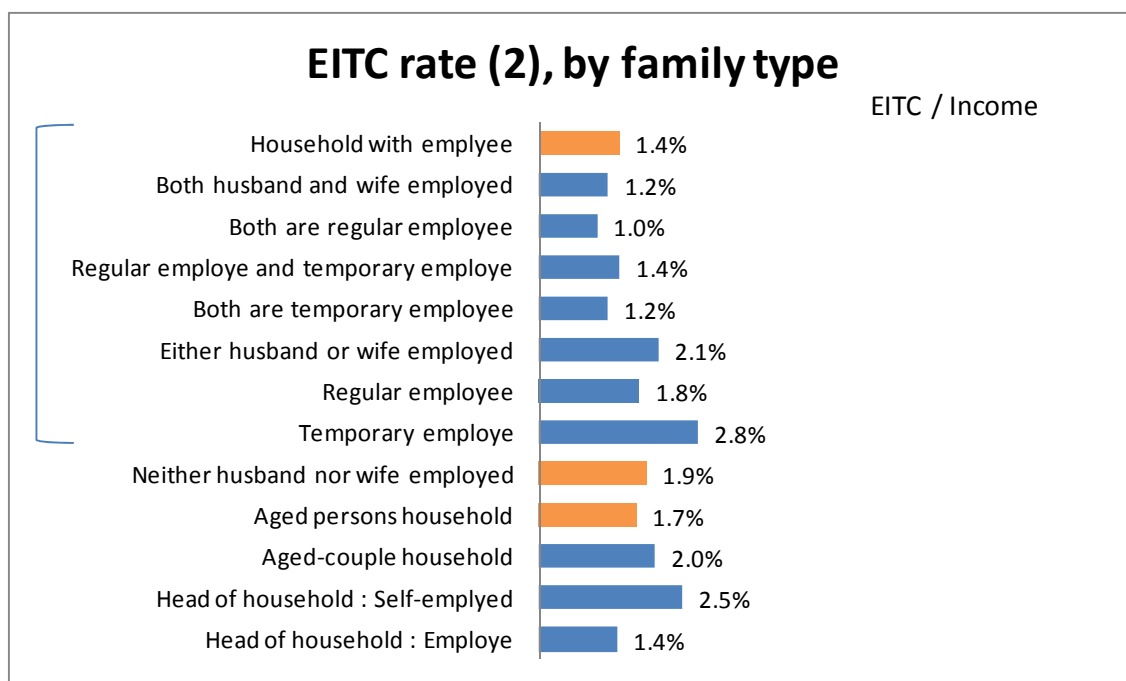
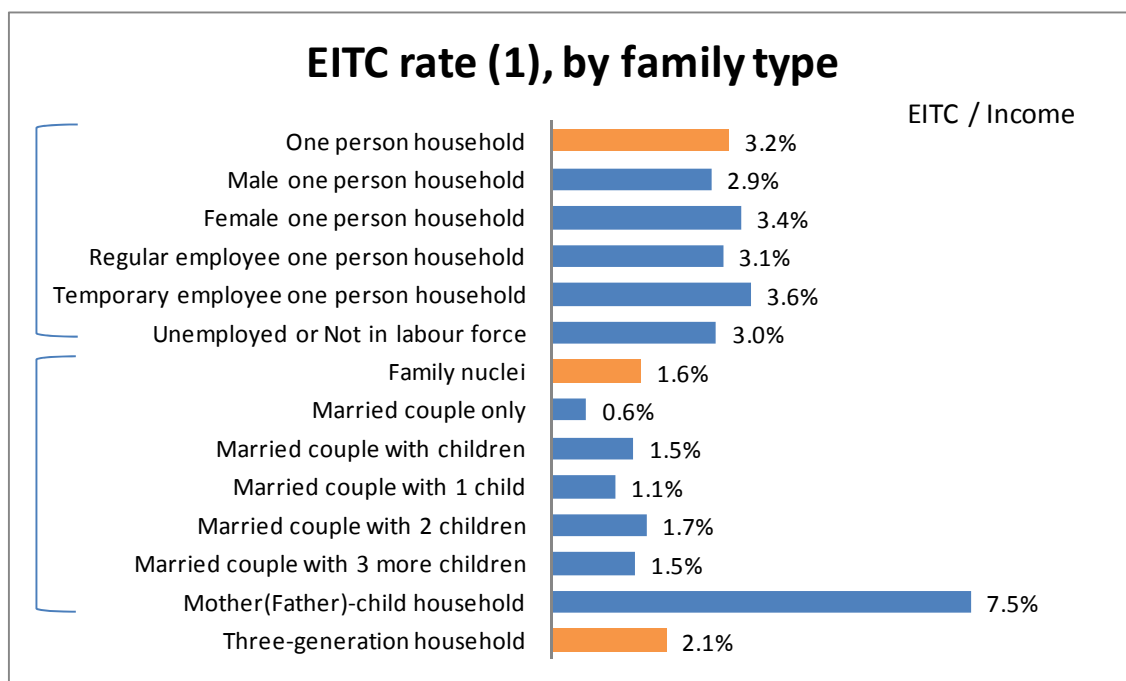


図 1 6 世帯類型別にみた EITC 適用額（世帯ベース）



注 1 : EITC の適用世帯に関して、世帯類型別の平均値を示したもの

図 1 7 世帯類型別にみた EITC 適用額の実効税率（世帯ベース）



注 1 : 実効税率とは、EITC と収入（給与収入など諸控除の適用前の当初収入）との比率。

表1 EITCの適用対象となる世帯数と個人数

	Households		Individuals	
Total	9,390	100.0%	26,483	100.0%
EITC	2,446	26.0%	2,820	10.6%
0 Children	1,170	12.5%	2,038	7.7%
1 Child	483	5.1%	330	1.2%
2 Childen	597	6.4%	354	1.3%
3 Childen	175	1.9%	89	0.3%
4 Childen	18	0.2%	7	0.0%
5 Childen	3	0.0%	2	0.0%
EITC Benefit	2,098	22.3%	2,363	8.9%
EITC Credit only	348	3.7%	457	1.7%

注1：データセットにおける世帯総数、個人総数に占めるEITC適用者の割合を属性別に示した

表2 EITCの財政規模

	total (billion yen)	ratio
Income tax (base)	12,429	5.7%
Income tax (after)	12,306	5.6%
EITC	1,017	0.5%
EITC credit	122	0.1%
EITC benefit	895	0.4%
Total income	218,670	100.0%
Local income tax	13,103	
Social insurances	25,876	
Pension	13,375	
Health	9,740	
Care	2,043	

注1：JPITCモデルによるシミュレーション結果を、全人口ベースに換算したもの

表3 年齢階級別の EITC の適用状況（個人ベース）

(1,000 yen) Individuals Age	所得	所得税		EITC			社会保険料		実効税率						
	Income	控除前	控除後	算定額	税額控除	給付	Social	EITC benefit insurance	所得税(前)		所得税(後)		EITC	EITC控除	EITC給付
		Base	After	EITC total	EITC credit	EITC benefit			Base	After	Total	Credit	Benefit		
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)			
25-29	1,294	11	3	86	9	77	153	0.9%	0.2%	6.6%	0.7%	5.9%			
30-34	1,542	14	3	97	11	86	159	0.9%	0.2%	6.3%	0.7%	5.6%			
35-39	1,429	13	3	107	11	96	138	0.9%	0.2%	7.5%	0.7%	6.7%			
40-44	1,256	10	1	95	8	87	132	0.8%	0.1%	7.6%	0.7%	6.9%			
45-49	1,347	11	2	94	9	85	145	0.8%	0.1%	7.0%	0.7%	6.3%			
50-54	1,143	11	3	64	8	55	128	1.0%	0.3%	5.6%	0.7%	4.8%			
55-59	977	10	3	41	7	34	129	1.1%	0.3%	4.2%	0.7%	3.5%			
60-64	699	17	8	31	9	22	91	2.4%	1.2%	4.4%	1.3%	3.2%			

注1：EITC が適用される者に関して、年齢階級別の平均値を示したもの
 注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと
 注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITC モデルによる推計結果
 注4：EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。
 注5：実効税率とは、所得税、EITC と当初収入の比率である。

表4 所得階級別の EITC の適用状況（個人ベース）

(1,000 yen) Individuals Income	所得	所得税		EITC			社会保険料		実効税率						
	Income	控除前	控除後	算定額	税額控除	給付	Social	EITC benefit insurance	所得税(前)		所得税(後)		EITC	EITC控除	EITC給付
		Base	After	EITC total	EITC credit	EITC benefit			Base	After	Total	Credit	Benefit		
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)			
-500	350	4	1	36	2	34	72	1.1%	0.4%	10.3%	0.7%	9.6%			
500-1,000	872	9	2	47	7	40	74	1.0%	0.2%	5.4%	0.9%	4.6%			
1,000-1,500	1,186	15	10	58	5	53	129	1.3%	0.9%	4.9%	0.4%	4.5%			
1,500-2,000	1,892	9	0	331	9	322	193	0.5%	0.0%	17.5%	0.5%	17.0%			
2,000-2,500	2,380	21	0	211	21	191	243	0.9%	0.0%	8.9%	0.9%	8.0%			
2,500-3,000	2,958	29	2	138	27	110	325	1.0%	0.1%	4.7%	0.9%	3.7%			
3,000-4,000	3,421	38	9	62	29	33	390	1.1%	0.3%	1.8%	0.8%	1.0%			

注1：EITC が適用される者に関して、所得階級別の平均値を示したもの
 注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと
 注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITC モデルによる推計結果
 注4：EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。
 注5：実効税率とは、所得税、EITC と当初収入の比率である。

表5 所得階級別の EITC の適用状況（世帯ベース）

(1,000 yen) Households Income	所得	所得税		EITC			社会保険料		実効税率						
	Income	控除前	控除後	算定額	税額控除	給付	Social	EITC benefit insurance	所得税(前)		所得税(後)		EITC	EITC控除	EITC給付
		Base	After	EITC total	EITC credit	EITC benefit			Base	After	Total	Credit	Benefit		
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)			
-500	412	12	6	67	6	62	265	3.0%	1.5%	16.4%	1.4%	14.9%			
500-1,000	932	12	6	81	6	75	149	1.3%	0.6%	8.7%	0.6%	8.1%			
1,000-1,500	1,198	13	9	112	4	108	202	1.1%	0.8%	9.3%	0.3%	9.0%			
1,500-2,000	1,917	17	5	256	11	245	276	0.9%	0.3%	13.4%	0.6%	12.8%			
2,000-2,500	2,410	29	12	181	17	164	276	1.2%	0.5%	7.5%	0.7%	6.8%			
2,500-3,000	2,990	33	12	140	21	118	416	1.1%	0.4%	4.7%	0.7%	4.0%			
3,000-4,000	3,455	42	22	147	20	127	389	1.2%	0.6%	4.2%	0.6%	3.7%			

注1：EITC が適用される世帯に関して、所得階級別の平均値を示したもの
 注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと。世帯合計ベース
 注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITC モデルによる推計結果
 注4：EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。
 注5：実効税率とは、所得税、EITC と当初収入の比率である。

表6 EITC 子供人数がゼロの場合の EITC の適用状況 (個人ベース)

(1,000 yen) Individuals Income	所得	所得税		EITC		社会保険料		実効税率				
	Income	控除前	控除後	算定額	税額控除	給付	Social	所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC控除	EITC給付
		Base	After	EITC total	EITC credit	EITC benefit insurance		Tax rate	After	Credit rate	Credit	Benefit
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	294	4	2	22	2	20	71	1.4%	0.7%	7.6%	0.8%	6.9%
500-1,000	825	9	1	32	7	24	70	1.1%	0.2%	3.8%	0.9%	2.9%
1,000-1,500	1,130	17	10	10	7	3	112	1.5%	0.9%	0.9%	0.6%	0.2%
1,500-2,000	0	0	0	0	0	0	0					
2,000-2,500	0	0	0	0	0	0	0					
2,500-3,000	0	0	0	0	0	0	0					
3,000-4,000	0	0	0	0	0	0	0					

注1: EITC の適用者のうち子供の人数がゼロの者に関して、所得階級別の平均値を示したもの
 注2: 所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと。
 注3: 所得税、社会保険料(医療、年金、介護の本人負担分)は、JPITC モデルによる推計結果
 注4: EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。
 注5: 実効税率とは、所得税、EITC と当初収入の比率である。

表7 EITC 子供人数が1人の場合の EITC の適用状況 (個人ベース)

(1,000 yen) Individuals Income	所得	所得税		EITC		社会保険料		実効税率				
	Income	控除前	控除後	算定額	税額控除	給付	Social	所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC控除	EITC給付
		Base	After	EITC total	EITC credit	EITC benefit insurance		Tax rate	After	Credit rate	Credit	Benefit
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	332	0	0	113	0	113	100	0.0%	0.0%	34.0%	0.0%	34.0%
500-1,000	783	0	0	253	0	253	120	0.0%	0.0%	32.3%	0.0%	32.3%
1,000-1,500	1,275	5	0	285	5	280	184	0.4%	0.0%	22.4%	0.4%	22.0%
1,500-2,000	1,812	10	0	242	10	232	218	0.5%	0.0%	13.3%	0.5%	12.8%
2,000-2,500	2,298	22	0	164	22	143	259	0.9%	0.0%	7.1%	0.9%	6.2%
2,500-3,000	2,811	42	2	82	39	43	301	1.5%	0.1%	2.9%	1.4%	1.5%
3,000-4,000	3,181	57	37	23	20	3	398	1.8%	1.2%	0.7%	0.6%	0.1%

注1: EITC の適用者のうち子供の人数がゼロの者に関して、所得階級別の平均値を示したもの
 注2: 所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと。
 注3: 所得税、社会保険料(医療、年金、介護の本人負担分)は、JPITC モデルによる推計結果
 注4: EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。
 注5: 実効税率とは、所得税、EITC と当初収入の比率である。

表8 EITC 子供人数が2人以上の場合の EITC の適用状況 (個人ベース)

(1,000 yen) Individuals Income	所得	所得税		EITC		社会保険料		実効税率				
	Income	控除前	控除後	算定額	税額控除	給付	Social	所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC控除	EITC給付
		Base	After	EITC total	EITC credit	EITC benefit insurance		Tax rate	After	Credit rate	Credit	Benefit
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b/a)	(c/a)	(d/a)	(e/a)	(f/a)
-500	338	0	0	135	0	135	113	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
500-1,000	856	0	0	343	0	343	117	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
1,000-1,500	1,311	1	0	463	1	462	186	0.1%	0.0%	35.3%	0.1%	35.2%
1,500-2,000	1,811	6	0	414	6	408	221	0.3%	0.0%	22.9%	0.3%	22.6%
2,000-2,500	2,329	17	0	305	17	288	263	0.7%	0.0%	13.1%	0.7%	12.4%
2,500-3,000	2,857	21	0	194	21	174	326	0.7%	0.0%	6.8%	0.7%	6.1%
3,000-4,000	3,428	34	7	74	28	46	396	1.0%	0.2%	2.2%	0.8%	1.4%

注1: EITC の適用者のうち子供の人数がゼロの者に関して、所得階級別の平均値を示したもの
 注2: 所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと。
 注3: 所得税、社会保険料(医療、年金、介護の本人負担分)は、JPITC モデルによる推計結果
 注4: EITC 税額控除とは、EITC 算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC 給付とは、EITC 算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。
 注5: 実効税率とは、所得税、EITC と当初収入の比率である。

表9 世帯類型別の適用状況（世帯ベース）

	世帯数					所得			EITC			社会保険料			実効税率				
	Households		EITC 給付			Income	所得税 控除前	控除後	EITC 算定額	税額控除	給付	Social insurance	所得税(前)	所得税(後)	EITC	EITC控除	EITC 給付		
	(numbers) (average, 1,000 yen)	Total	EITC	EITC benefit		(a)	Base (b)	After (c)	(d)	(e)	(f)		Base (b/a)	After (c/a)	Total (d/a)	Credit (e/a)	Benefit (f/a)		
単独世帯	One person household	1,724	125	7.3%	93	5.4%	732	14	6	23	7	16	86	1.9%	0.9%	3.2%	1.0%	2.2%	
男の単独世帯	Male one person household	660	49	7.4%	34	5.2%	752	17	7	22	9	12	94	2.2%	1.0%	2.9%	1.2%	1.7%	
女の単独世帯	Female one person household	1,064	76	7.1%	59	5.5%	719	12	6	24	6	18	80	1.6%	0.8%	3.4%	0.8%	2.6%	
正社員の単独世帯	Regular employee one person household	499	41	8.2%	30	6.0%	940	13	6	26	7	19	103	1.6%	0.7%	3.1%	0.8%	2.2%	
非正社員の単独世帯	Temporary employee one person household	226	41	18.1%	33	14.6%	654	14	5	23	8	15	82	2.1%	0.8%	3.6%	1.3%	2.3%	
働いていない単独世帯	Unemployed or Not in labour force	999	43	4.3%	30	3.0%	704	14	8	21	6	15	73	2.0%	1.1%	3.0%	0.9%	2.1%	
核家族世帯	Family nuclei	6,011	1,648	27.4%	1,409	23.4%	5,002	217	206	80	11	70	600	4.3%	4.1%	1.6%	0.2%	1.4%	
夫婦のみの世帯	Married couple only	2,396	355	14.8%	283	11.8%	4,003	248	240	25	8	18	460	6.2%	6.0%	0.6%	0.2%	0.4%	
夫婦と未婚の子がいる世帯	Married couple with children	3,105	1,108	35.7%	959	30.9%	5,813	237	225	86	12	74	703	4.1%	3.9%	1.5%	0.2%	1.3%	
夫婦と未婚の子一人の世帯	Married couple with 1 child	1,385	430	31.0%	355	25.6%	5,354	263	252	62	11	50	655	4.9%	4.7%	1.1%	0.2%	0.9%	
夫婦と未婚の子二人の世帯	Married couple with 2 children	1,388	514	38.4%	453	33.9%	6,017	225	211	102	13	89	723	3.7%	3.5%	1.7%	0.2%	1.5%	
夫婦と未婚の子三人以上の世帯	Married couple with 3 more children	382	164	42.9%	151	39.5%	6,380	207	198	96	8	87	767	3.2%	3.1%	1.5%	0.1%	1.4%	
ひとり親と未婚の子のみの世帯	Mother(Father)-child household	510	185	36.3%	167	32.7%	2,063	35	26	155	10	145	251	1.7%	1.2%	7.5%	0.5%	7.0%	
三世帯同居の世帯	Three-generation household	1,032	475	46.0%	427	41.4%	6,253	250	239	128	11	117	747	4.0%	3.8%	2.1%	0.2%	1.9%	
夫婦に働いている人がいる世帯	Household with employe	5,279	1,866	35.3%	1,618	30.6%	5,875	258	247	83	11	72	690	4.4%	4.2%	1.4%	0.2%	1.2%	
夫婦が共に働いている世帯	Both husband and wife employed	2,923	1,347	46.1%	1,175	40.2%	6,502	299	288	79	11	68	752	4.6%	4.4%	1.2%	0.2%	1.0%	
共に正社員の世帯	Both are regular employee	1,449	618	42.7%	544	37.5%	6,909	274	264	70	10	61	804	4.0%	3.8%	1.0%	0.1%	0.9%	
一方が正社員他方が非正社員の世帯	Regular employe and temporary employe	1,492	732	49.1%	637	42.7%	6,269	325	312	89	13	76	719	5.2%	5.0%	1.4%	0.2%	1.2%	
共に非正社員の世帯	Both are temporary employee	28	15	53.6%	12	42.9%	3,437	65	57	41	8	33	444	1.9%	1.6%	1.2%	0.2%	1.0%	
夫婦の一方のみが働いている世帯	Either husband or wife employed	2,441	571	23.4%	491	20.1%	4,579	167	156	96	11	85	561	3.7%	3.4%	2.1%	0.2%	1.9%	
一方が正社員の世帯	Regular employee	1,874	400	21.3%	348	18.6%	5,088	186	176	90	9	80	601	3.7%	3.5%	1.8%	0.2%	1.6%	
一方が非正社員の世帯	Temporary employe	151	60	39.7%	53	35.1%	2,869	84	76	80	8	72	396	2.9%	2.6%	2.8%	0.3%	2.5%	
夫婦が共に働いていない世帯	Neither husband nor wife employed	1,740	242	13.9%	196	11.3%	4,021	132	123	76	9	67	616	3.3%	3.1%	1.9%	0.2%	1.7%	
高齢者のいる世帯	Aged persons household	4,221	711	16.8%	619	14.7%	4,767	184	176	81	8	73	594	3.9%	3.7%	1.7%	0.2%	1.5%	
高齢者夫婦のみの世帯	Aged-couple household	1,074	15	1.4%	15	1.4%	1,325	41	35	27	5	22	247	3.1%	2.7%	2.0%	0.4%	1.6%	
世帯主が自営業主の世帯	Head of household: Self-employed	1,301	506	38.9%	422	32.4%	4,479	195	178	113	16	96	558	4.3%	4.0%	2.5%	0.4%	2.1%	
世帯主が雇用者の世帯	Head of household: Employee	4,633	1,409	30.4%	1,233	26.6%	5,851	259	250	80	9	71	663	4.4%	4.3%	1.4%	0.2%	1.2%	

注1：EITCの適用世帯に関して、世帯類型別の平均値を示したものの

注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入のこと。世帯合計ベース。

注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITCモデルによる推計結果

注4：EITC税額控除とは、EITC算定額のうち所得税から減額されるもの。EITC給付とは、EITC算定額のうち負の所得税として新たに給付されるもの。

注5：実効税率とは、所得税、EITCと当初収入の比率である。